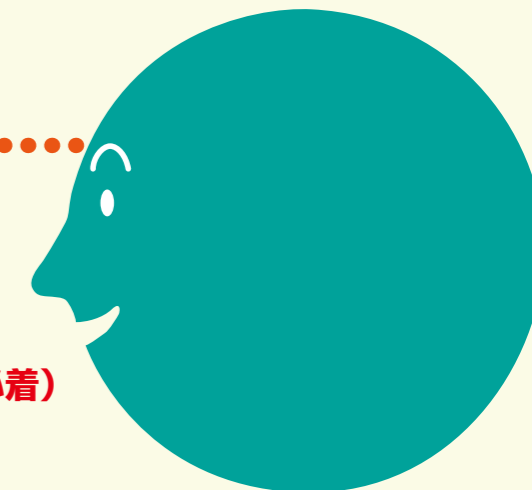


助成事業の概要



中国地方の豊かな自然や文化を活かし、地域の交流・連携による一体的で活力ある地域づくりを行うには、地域の知恵や工夫と積極的かつ意欲的な取り組みが最も重要となっています。

このため、一般社団法人中国建設弘済会は、平成14年度に「中国地方地域づくり等助成制度」を創設し、平成15年度より地域づくりに取り組むボランティア活動に対し、助成支援を行っています。

今年度も平成30年度に実施する「中国地方地域づくり等助成事業」を広く募集しますので、ご応募をいただきますようお願いいたします。

平成29年10月

一般社団法人 中国建設弘済会
理事長 菅原 信二

募集案内

募集対象事業

助成対象は、国土交通省が実施する施策や整備事業等に関連し、将来的にも社会資本整備に繋がる地域づくり、環境保全、防災等の事業とします。なお、以下に示す地域団体等の活動は助成の対象外とします。

- ① 法人、組合等の本来業務と見なされる事業及び法人または特定の個人の利益を目的とする事業
- ② 慣例的な行事・イベント、行政関係の行事等
- ③ 物品、施設等の購入・整備を目的とする事業
- ④ 行政等の他の助成金補助と弘済会の助成を受けようとする部分が重複する事業

募集方法

- ① 応募の受付及び相談窓口は弘済会本部又は支部とします。
応募用紙は、(一社)中国建設弘済会のホームページをご覧ください。
(<http://www.ccba.or.jp>)よりダウンロードできます。
- ② 所定の“助成事業応募申請書”の様式に必要な事項を記入し、定められた期日までに受付窓口へ提出又は郵送をして下さい。
なお、申請書及び添付書類等は、事業選定の採否に関わらず返却できませんのでご了承下さい。
- ③ 応募数は、個人又は1団体あたり原則1件とします。
- ④ 応募等にかかる必要な費用はすべて応募者の負担とします。

募集期間

平成29年11月1日(水)～12月28日(木)(必着)

助成の内容

- ① 助成期間は、単年度(当該年度の4月～2月末まで)とします。
- ② 助成額は助成事業1件につき100万円を限度とします。

助成経費における留意点

- ① 事業実施者の組織運営のための管理費、人件費(臨時雇用者を含む)は助成の対象外とします。
- ② 飲食費は助成の対象外とします。ただし、中学生以下の参加者のジュース・お茶代は総額1万円までは助成の対象とします。
- ③ 物品の1個あたりの価格が2万円を超える場合は助成の対象外とします。なお、物品の1個あたりの価格が2万円以下であれば総額5万円までは助成の対象とします。
- ④ 活動に使用されるパソコン、プリンターなど汎用性のある備品の購入は助成の対象外とします。
- ⑤ 講師及び指導員一人あたりの謝金・旅費は2万円を上限とします。なお、謝金・旅費が低額であれば人数に関わらず総額3万円までは助成の対象とします。
- ⑥ その他、弘済会が不適切と判断した活動経費は助成の対象外とします。

事業の継続申請

同一事業の継続申請については、過年度の助成事業成果報告書及び申請書を審査の上、助成の採否を決定します。なお、事業の助成は最長でも3回を限度とします。

助成事業の決定

申請書の事業内容に基づき、選定委員会で審査し、助成事業を決定します。

審査結果の通知

審査結果は、弘済会から申請者全員に選定の採否及び助成額を書面で通知します。
(平成30年4月頃予定)

助成事業の実施等

- ① 助成事業は申請書にもとづき、誠実に事業実施者が行うものとします。
- ② 助成事業の実施にあたり弘済会から支援を受けていることが判るよう、成果品(看板・チラシ等)に『助成支援：(一社)中国建設弘済会』、又は『この事業は(一社)中国建設弘済会の助成を受けています』と明記をお願いします。
- ③ 弘済会が助成事業報告会を実施する際、発表の協力をお願いします。

その他

申請書の提出にあたっては、「中国地方地域づくり等助成事業募集要領」を熟読のうえ、ご応募下さい。